機密保持契約書

Relipa(以下甲という)と RELIPA CO., LTD(以下乙という)は、甲乙間の商取引上、甲の機密について下記の通り本契約を締結する。

第1条(目的)

甲および乙は、甲乙間の取引が相互信頼に基礎をおくものであることを認識し、本契約に定める条件に従い、誠実にこれを履行し、甲乙間の機密保持を遵守し公正な取引関係を維持するものとする。

第2条(定義)

本契約における機密事項とは、書面・映像・口頭を問わず、文書、図面、その他書類または磁気ディスク等磁気的もしくは光学的に保存された業務上における一切の知識および情報をいう。ただし、次の各号に該当するものは除外する。

- (1) 開示を受けた時点において既に公に知らしめているもの
- (2) 開示を受けた時点において既に自ら保有していたことを証明できるもの
- (3) 開示を受けた後に故意・過失によらず公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず独自に開発したことを証明できるもの
- 2 甲及び乙は、機密事項が前項但書に該当すると思料する場合、当該機密事項がいずれに該当するものであるか調査し、調査の結果を相手方に通知するものとする。

第3条(秘密保持義務の適用除外)

- 1 第1条に定める秘密保持義務は、以下の各場合には、適用しない。
 - (1) 開示当事者の事前の書面による承諾があるとき
 - (2) 本契約に別段の定めがあるとき
 - (3) 法令により被開示当事者が本件機密事項の開示が義務付けられているとき
 - (4) 裁判所又は被開示当事者の監督官庁から被開示当事者が本件機密事項の開示を命じられたとき
 - (5) 弁護士、公認会計士、税理士等の専門家(但し、法律により秘密保持義務が課されている者に限る。)の意見を求めるために被開示当事者が本件機密事項を開示する必要がある場合
- 2 前項第2号ないし第5号に定める各号のいずれかに基づき被開示当事者が本件機密事項を開示したときは、被開示当事者は開示当事者に対し、速やかに以下の事項を書面をもって報告するものとする。
 - (1) 本件機密事項を開示した年月日
 - (2) 本件機密事項を開示した相手方
 - (3) 本件機密事項を開示した理由
 - (4) 開示した本件機密事項の範囲または内容

第4条(複製)

- 1 甲および乙は、すべての機密事項を相手方の指示ある場合の他は、これを複写複製してはならない。 ただし、甲および乙より書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 甲および乙は、本件機密事項を複写複製したときは、次の各事項を記録に留めなければならない。
 - (1) 複写複製の年月日
 - (2) 複写複製をした者
 - (3) 複写複製の目的
 - (4) 複写複製の態様
 - (5) 複写複製物の媒体の種類その他特定する事項
 - (6) 複写複製物の保管管理場所

第5条(利用および返却)

- 1. 甲および乙は、全ての機密事項を必要とする目的以外に使用してはならない。
- 2. 甲および乙は、全ての機密事項についてその利用目的終了の都度、その写しとともに速やかに相手 方に返却または適切に廃棄するものとする。

第6条(機密の保持)

甲および乙は、本契約に基づく全ての機密事項を保持し、第三者に漏洩してはならない。また、乙は 機密情報を知る必要のある再委託先にのみ限定して開示できるものとする。

第7条(個人情報保護)

- 1. 甲および乙は、委託業務履行に際して、知り得た個人情報は本契約の有効期間の内外を問わず、機密保持の責任を負うとともに、自社の関係者に機密を保持させるため必要な措置を講じなければならない。
- 2. 甲および乙は、自社または自社の関係者が相手方の個人情報を漏洩した場合、甲乙協議のうえ、相手方に対し賠償額を支払わなければならない。

第8条 (表示および広告の事前連絡)

甲および乙は、相手方の機密事項に関連ある事項を新聞その他の手段により広告、公表する場合は 事前に相手方の書面による承認を得るものとする。

第9条(機密保持責任)

- 1. 甲および乙は、自社または自社の関係者が、相手方の機密を漏洩し、これにより相手方が損害を受けたことが明らかな場合、両者協議のうえ、甲および乙は、相手方に対し相当の損害賠償金を支払わなければならない。
- 2. 前項の場合、甲および乙は取引を停止することができる。

第10条(本契約失効後の有効事項)

本契約がその効力を失った後も第5条1項、第6条、第7条の規定は、引き続き有効とする。

第11条(有効期間)

本契約の有効期間は、07/15/2023 00:00:00 より 12/31/2035 00:00:00 までとする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲乙双方から、なんらの申し出のない時は、本契約と同一条件で更に1年間自動継続するものとし、以降も同様とする。

第12条(合意管轄)

本契約に関して生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所・東京地方裁判所を専属的な第一審

の合意管轄裁判所とする。

第13条(準拠法)

本契約は日本法に準拠して解釈されるものとする。

第14条(協議解決)

本契約に定めのない事項および本契約の各条項に疑義が生じた場合は、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の証として本書を電磁的に作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

07/15/2023 00:00:00

甲 〒200000

Relipa Tran Xuan Duc

乙 22F, B Tower, Song Da Building, Pham Hung street, My Dinh 1 Ward,
Nam Tu Liem District, Hanoi City, Vietnam
RELIPA CO., LTD
代表取締役 TRAN XUAN DUC